

IV-3 結婚

国際結婚の手続きの流れ

日本人と外国人の結婚

外国人と外国人の結婚

日本人は日本の法律に定められた婚姻条件を満たしていること。外国人は本国での婚姻条件を満たしていること

婚姻成立の要因は国によって異なるので、在日公館に問い合わせ、手続きをする。
日本の市区町村の役所で婚姻手続きをする場合は、市区町村の役所に問い合わせる。

- 用意する書類
- ・婚姻届（市区町村の役所で入手、成人の証人2名の署名と捺印が必要）
 - ・戸籍謄本（日本人）
 - ・婚姻要件具備証明書またはそれに代わる文書（外国人）
 - ・外国人登録証明書
 - ・パスポートなど（国籍を証明するもの）

用意する書類は出身国により異なるので、市区町村役場で確認する

結婚する当事者二人のどちらかの住所があるところ、または日本人の本籍地の市区町村の役所に届出

受理されると日本国での結婚が成立

その場で婚姻届受理証明書を発行してもらう。

外国人は本国での婚姻手続きをする。
国によって手続き方法が異なりますから、在日大使館や領事館などに確認する。

受理されると本国での結婚が成立

配偶者として在留資格の変更を希望する人は、所轄の入国管理局へ相談を。

外国人登録事項に変更がある場合は市区町村に届出

1. 日本人と外国人の結婚

日本で日本人と結婚する場合、市区町村役場に届出を行います。日本人は日本の法律で定められた結婚の条件を、外国人はその国の結婚の条件をすべて満たさなければいけません。以下の書類が必要です。

1. 外国人登録証明書
2. パスポート（国籍を証明するもの）
3. 自国の大使館または領事館発行の婚姻要件具備証明書やそれに代わる文書（日本語で作成されていないものには訳者の住所氏名捺印のある訳文の添付のあるもの）
4. 婚姻届（窓口にあります。届出には20歳以上の証人2名の署名、捺印が必要です。また届は日本語で記入して提出しなければなりません。）
5. 戸籍謄本又は抄本（日本人）

日本で成立した結婚は本国への届出も必要です。その際には「婚姻受理証明書」が必要になるので、届出をした市区町村役場で発行してもらってください。本国への手続きは国により異なりますので、自国の大使館や領事館（付録区-5 84ページ）で確認してください。

結婚は届が受理された日から有効となります。

2. 外国籍の人同士の結婚

外国籍の人同士で日本の法律に基づいて結婚することは一定の条件のもとで可能です。ただし、その結婚がそれぞれの本国で有効なものとして取り扱われるとは限りませんので注意が必要です。結婚の届出の手続きについては自国の大使館または領事館（付録区-5 84ページ）と届出をする日本の市区町村役場（付録区-1 62ページ）で問い合わせて下さい。

3. 在留資格の変更

日本人と結婚して日本人配偶者としての在留資格へ変更をする場合、また、外国人同士の結婚でも、配偶者としての在留資格へ変更する場合外国人在留総合インフォメーションセンター（付録区-2 70ページ）で問い合わせて下さい。

4. 外国人登録事項の変更

結婚で名前や住所などに変更があれば市区町村の外国人登録窓口へ変更を届け出すことが必要になります。（付録区-1 62ページ）

5. その他の変更

結婚すると税金、年金、健康保険、職場での手当の面で今までの取り扱いとは異なる場合がありますので、勤務先の担当者に相談してください。